

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

警察庁丙捜一発第4号、丙刑企発第34号  
平成31年3月29日  
警 察 庁 刑 事 局 長

性犯罪捜査に係る適切な指導等の推進について（通達）

性犯罪については、被害が潜在化することが多く、また、捜査により被害者に大きな精神的負担を与えることも考えられることから、その捜査は、性犯罪の特徴や被害者の心情等に係る知見を踏まえて行う必要がある。そこで、各都道府県警察においては、下記により、性犯罪捜査の指導等を適切に行うなどにより、性犯罪への対応を的確に推進されたい。

なお、「性犯罪捜査指導官の設置等について」（平成29年7月13日付け警察庁丙捜一発第8号ほか）は廃止する。

## 記

### 1 基本方針

性犯罪（刑法上の強制性交等、強制わいせつ等の性的欲求等に基づく身体犯をいう。）については、警察本部の捜査第一課及び各方面本部の捜査課（以下「本部主管課」という。）において、警察署等が受理した性犯罪に係る相談や被害の届出の内容等を迅速かつ確実に把握できるようにし、その認知等の段階から警察本部が関与して適切な指導等を行う。また、警察署等において性犯罪捜査が適正かつ組織的に行われるよう、性犯罪捜査指導官等による指導を適切に行うとともに、あらかじめ性犯罪に関する知見を有する警察官を指定して性犯罪捜査を行わせることなどにより、適切な性犯罪捜査を推進する。

### 2 性犯罪捜査指導官の指定等

#### (1) 指定

本部主管課において、性犯罪捜査に係る専門的知見を有する警視又は警部の階級にある警察官を性犯罪捜査指導官として指定するものとする。

#### (2) 任務

性犯罪捜査指導官は、性犯罪捜査に係る専門的知見に基づき、次の事項を実施する。

ア 性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取等が適切に行われるよう、性犯罪捜査に係る指揮、指導、調整等を行うこと。

イ 性犯罪捜査を効果的に行うため、性犯罪の発生状況等の集約、分析等を行うほか、性犯罪に発展するおそれのある色情盗、のぞき、住居侵入等の犯罪及び子供や女性を対象とする声掛け、つきまとい等の前兆事案の発生状況等について把握すること。

ウ 性犯罪に係る捜査本部が設置された場合は、捜査本部員として事件主管課長等を補佐し、また、捜査本部に準じた体制がとられた場合には、自ら捜査を主宰するなど事件捜査に参画すること。

エ 性犯罪捜査全般の知見を有する捜査員の育成を図ること。

オ 性犯罪への適正かつ組織的な対応が行われるよう、警察職員に必要な教養等を行うこと。

カ 広報担当者と連携し、性犯罪被害者の人権、プライバシー等に配慮した適切な事件広報に努めること。

キ 医療機関等関係機関との連携を図ること。

ク その他、性犯罪捜査を推進する上で必要な施策の企画立案を行うこと。

### 3 性犯罪指定捜査員の指定等

#### (1) 指定

本部主管課及び警察署等においては、性犯罪捜査に係る知見を有する警察官を性犯罪指定捜査員として指定するものとする。

なお、本部主管課においては、警察署等において指定した性犯罪指定捜査員を把握するとともに、性犯罪指定捜査員の捜査能力の向上等に向けた継続的な教養等に努めるものとする。

#### (2) 任務

性犯罪指定捜査員は、性犯罪捜査に係る知見に基づき、次の事項について自ら実施するほか、他の捜査員への指導・助言を行う。

ア 性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取等

イ 性犯罪被害者を立会人とした実況見分等

ウ 性犯罪被害者に対する刑事手続や被害者支援制度等についての説明

エ アからウまでのほか、性犯罪捜査を適切に推進する上で必要となる活動